

第九十二回帝國議會 衆議院 行政官廳法案外一件委員會會議錄 (速記) 第六回

付託議案(審査終了のものを除く)
會計検査院法を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)(第六七號)
皇室經濟法の施行に關する法律案(政府提出、貴族院送付)(第七〇號)

昭和二十二年三月三十一日(月曜日)
午後二時六分開議

出席委員

委員長 天野 久君

理事 森本 義夫君

小川 原政信君

松川 昌藏君

石原 登君

村島 喜代君

原 國君

出席國務大臣

國務大臣 金森德次郎君

出席政府委員

法制局次長 佐藤 達夫君

法制局事務官 井手 成三君

法制局事務官 宮内 乾君

本日の會議に付した議案

會計検査院法を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)

皇室經濟法の施行に關する法律案(政府提出、貴族院送付)

○天野委員長 これより會議を開きます。質疑に入ります。石川金次郎君。

○石川委員 本法の三十條の規定につきましてお伺いしておきたいと思ひます。この三十條の規定は、會計検査院の検査報告に關して、國會における説明権とでも申しましようか、説明することが出来る権能の規定であります。

が、この趣旨が憲法六十三條の國務大臣あるいは總理大臣は議案につきましても、いつでも出席いたしまして、發言することが出来る。この權能と同一の權能と解釋すべきでありますか。そうでなくして國會法が定めるところによつて、その手續によつて會計検査院に發生して行くところの權能と思ひなればならないか、お伺いしたいのであります。それは國會法の七十二條に「委員會は、議長を經由して會計検査院の長及び検査官の出席説明を求めることが出来る」と規定してあります。委員會側におきましては、會計検査院の報告を求めますときは、一つの手續が規定されてあるものであります。ところが本法によりまして、會計検査院みずから國會に出席するの權能を有するものと規定してあるのではありませんから、この點三十條と國會法七十二條との關係、國務大臣の議院出席發言權との權能の性質についてお伺いしておきたいと思ひます。

○金森國務大臣 お尋ねの出席して説明し得る検査官の權能と、國務大臣が議會に出席して發言し得る權能というものは違ひがあるかどうかという點につきましては、違ひがある點もとりございします。違ひのない點もあるのであります。違ひのある點と申しますのは、國務大臣の出席權は、これは憲法が規定しておりますがゆゑに、他の法律等をもつて限定することのできない權利であることはもとよりであります。會計検査院の方の權能はこれは法律に初めて根柢をもつてくるものでありますから、いつでも法律をもつて適當に調節し得る權利であることは言うまでもないことと存じております。しかし他の一面から申しまして、出席せしめ、あるいは出席してもの述べ得るといふこの事柄の範圍におきましては、一應同じことになると思ふのであります。ところが實質において同じとは申しましたが、しかし憲法の方は、兩議院に出席することができるといふふうに國務大臣の權能が書いてあります。言いかえまして、議會の中の議院、すなわちはつくりした議院に出席し得るといふことになつておりました。これはよほど權利の内容が確定しております。ところが検査院の方の權能は、國會に出席してというのであります。議院とか、委員會とか限定は一つもしてありません。ただおまかに國會に出席し得るといふことであります。國會のどこへ出られるのかというようなことは一つも限定しておりません。従つてこれだけでは内容が確定しない權利であると言わなければならぬ。この點において、實質が違つております。それから次に國會法十二條の、委員會の側から要求し得るのにおきまして、検査院側から出席させ得る權利との關係はどうなるのかという點におきましては、これはまつたく立場の違ひ權利でありまして、事實は似

たやうなものであります。が、法律的な考え方から言へば、別のことを規定しておるのであります。國會法の方は、議會の方の委員會の要求によつて出席するのであります。委員會の意思にのみかかつてゐるものであります。つまり積極的な發動は議會自身にあるわけでありまして、ところが會計検査院の方は、積極的な發動は會計検査院の方がするのであります。いわば議會はその受身になるということでありまして、權利そのものは別の權利に屬するものと思はれるのであります。しかし働きははゞれにいたしましても、同じようなことを議會に述べることになりますから、多分實質的には同様のものと御説明を申し上げてよろうかと思つております。さらに一歩進めまして、國會法におきましては検査官の出席説明の條件がきまつております。また場所がきまつております。すなわち議長を經由して求めるというところ、それから委員會においでその説明を受けるということ、この二點がきまつてきまつております。ところが會計検査院法の關係におきましては、全然さうなこまかい規定がないので、漠然國會に出席して説明することが出来る。かようなふうに考えております。なぜかような區別ができたかと申しますと、國會法の方では、國會の内部の議事の進行のしかたという點に重點が置かれておりますがゆゑに、その考え方からこまかく具體的に規定せられておるのでございます。と

ところが會計検査院法の建前は、さういふ國會の中の事務の内容にはないので、會計検査院はよその國家機關と關係ができる。すなわち検査官を國會に出して説明をさせることができるという權能の面から書いてゐるのであります。その權能をいかにして行使するかということには、全然觸れていないのであります。従つて國會法の定める規定のつくり方とは相當違つておることは、自然の結果であると思ひます。かようなふうであります。ゆゑに、三十條の出席説明の權能は、會計検査院が國會との關係においてかような權能をもつておるといふだけのことであります。この權能を行使する上におきましては、どういふ手續をもつてし、またいかなる場所においてたえて申しますれば、本會議に出られるものであるか、あるいは委員會に出られるものであるか、あるいは本會議にも委員會にも出ないで、國會の方の定めに従ひまして、國會の方のある選ばれたる若干の代表者というものを選び、説明をするかというようにすることにせよ。それは、全然限定はいたしてありません。それらの問題は他の法律關係によつて解決せられるものと考えております。さういたしますと、他の法律關係というものは、何でもきまるのであるかというところが起ります。現在の制度から申しますれば、憲法五十八條の規定によりまして、國會がみづから定められる議院規則というものによるか、それとも國會法の規則によるか、こ

いう二つの途が考えられてくると思うのであります。本来から申しますと、かような規定は、國會法の中にしかるべき受入れ規定があることがよかつたかと思ひますけれども、しかし事實法律の案をつくりまします手續が違ひましたために、そこに周到な連絡の途が設けられておりません。その點は事柄の道行きからやむを得ずそうなつております。そこでこれに對する方法は國會法の中にびつたりとは受入れられてはいないようによります。そうなりますと、憲法五十八條の第二項によりまして、兩議院は内部の規律に關する規則を定めとあります。この規則によつて適當に處理せられるものと考えております。その結果ここに出席の權限は認められておきますけれども、國會で定められる内部規律の結果として、いろいろの制限を置きまして、検査院の方で望むような時期、場所等において説明のできないということがありまして、これは法律上は支障のないところと考へております。もう一つ考へまして、なぜそれを會計検査院法の中に少し具體的なことを書かないか、こういうふうな疑問も起り得ますけれども、會計検査院法は、その検査院の中のことを書くには適してありますけれども、よそへ行きまして、よその受入れの形までもこれに規定するといふことは、はなはだ不穩當でありまして、法律の系統の上から申しますと、ここに書くことは不合理と思つておるのであります。こういうふうな考へ方は會計検査院法の他の條文にもありまして、たとえば第二十八條の「検査上の必要により、官廳、公共團體その他の者に對し、資料の提出、鑑定等を依頼することができる」というありまして、定するかといふことは、會計検査院は知らないものであります。その部局がみづから定められるところに從うという前提をとつております。今の場合幾分片方は依頼とかいふ言葉がありますし、片方は出席し説明するといふことがありますが、考へ方の根本は同じであります。これは權限の實體を書いただけであつて、權能行使の形式につきましては、全然議會のみから定めらるることに委すべきものであるといふ建前をとつてゐる次第であります。

○石川委員 それでは國會と會計検査院との結びつきでも申しますか、關係の現われております條文が、三十條と三十六條にまたこの規定が見受けられるのであります。會計検査院は法令及び制度の改善の必要がありと認めましたときには、主務官廳その他の責任者にと、こゝ言つてゐるのであります。立法權が國會にあるのでありますから、會計検査院が法律の改善の必要ありと認めますならば、議會に對して法律を制定、もしくは改廢といふことの要求をなし得るものであるといふことが、三十六條の規定の趣旨でありますか、これをお伺ひいたします。

○金森國務大臣 三十六條の規定は、少し私の考へておりますところと、今お尋ねの中にこもつてゐる氣持と違ふのではないかと存じております。會計検査院は他の官廳との關係におきましては、いわば對等の關係に立つておりますがゆゑに、指揮命令をする、こゝういふところまではいかなないのでありまして、主務官廳その他の責任者に意見を表示する。これは表示するだけのことでありまして、その表示したところの意見をいかにするかといふことは主務官廳その他の責任者のいわば勝手になるものと考えております。改善の處置を要求するといふことになりまして、かようなことをしてもいいといふ意思を表明して、その發動を促すといふところまでいきまされども、しかしそれではその言つてきたところの處置に應じなければならぬといふことになりまされば、これはかような規定の一般の考へ方といつたしまして要求をするといふことだけであつて、その言われた内容に從つてその通りにするといふ義務はないものと思つております。これだけの權能がありますから、いわれなくこれを承認しないといふことは不都合でございますけれども、つまりこの程度においてこの權利の働きは止まりまして、それから先のことは他の一般の官廳の秩序に任せる、こゝういふことになつてゐると思ひます。なおこの三十六條の主務官廳その他の責任者であります中に、國會が含まれてゐるかといふことになりまして、國會そのものはこれには含まれないと私は考へておりました。國會の内部にある會計の責任者等にはこれはいさゝしやうけれども、國會に要求するとか大體言へば行政官廳を豫想しておりました。國會の中でも金の出入れをする所は、名前が別として、一種の行政官廳であります。こゝういふ所への意思の表示といふことはございまして、立法機關そのものには、これは觸れておられないものと思つておりました。

○石川委員 検査の結果、法令の改善といふことになりまして、法令の改善

つまり立法の權利が國會にあるのでありますから、自然國會に對して一つの改善の處置を請求する。いわゆる會計検査院の請求權が出てきほしないかと思はれるので、その點をお聴きしておきたいのであります。

○金森國務大臣 言葉だけで申しますとさうなふうにお考えになり得る餘地はあるかと存じますけれども、こゝに主務官廳その他の責任者を使つておられますが、國會は官廳とは考へておりません。そこへいく氣持はないと存じております。なお第二十九條等におきまして、國會に提出せられていくところの検査報告書等におきましてはその中にいろいろかような改善の處置を要求いたしましたこと、及びその結果を書けといふことがありますが、これらのことから、最後の審査官廳が國會でありまして、それ以外のことは考へていないのであります。言葉を追つてお尋ねになると、ちよつとまどいするものであります。行政の普通の規定、慣習といつたしましては、こゝういふところに及んでないことは、たれが思つてもそう答へるだらうと存じます。

○石川委員 私の質問はこれで終ります。

○天野委員長 質疑はこれで終了いたしました。これより會計検査院法を改正する法律案、皇室經濟法の施行に關する法律案を一括議題として討論に付します。討論は通告順によつてこれを許します。藥師神岩太郎君。

○藥師神委員 私は自由黨を代表しまして原案をそれ、妥當なものとして賛意を表することにいたしましたと思ひます。

○天野委員長 星二君。賛成の意を表します。

○森本委員 私は日本社會黨を代表いたしまして、今議題になつてゐる兩案に賛成するものであります。兩案のうち、皇室經濟法の施行に關する法律案といふのは、いわば暫定的なものでありまして、多く審議することもないかもしませんが、會計検査院法を改正する法律案、この方はいわば恒久的なものであります。相當慎重に審議すべきものと思はるわけであります。昨日來の質疑應答を伺ひまして、不十分の點、不備の點も多々あるやに考へるのであります。現在諸種の事情を考慮いたしまして、やむを得ないものと思つてあります。ただできるならばなるだけ近い將來におきまして十分に完備せられんことを希望して賛意を表するわけであります。

○天野委員長 討論は終局いたしました。これより採決をいたします。兩案とも原案に賛成の諸君は御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○天野委員長 起立總員。よつて兩案はいずれも原案通り可決いたしました。

この際委員長として御挨拶を申し上げます。今回、行政官廳法案その他多數の法案が本委員會に付託せられまして、委員諸君には熱心に連日御討議を願ひまして、ここに無事各案とも終了採決、確定いたしましたことをまことにありがたうとお禮を申し上げます。本日はこれにて散會いたします。午後二時三十分散會